

江戸時代歴代天皇の御書流

大 窪 太 朗

序

室町時代衰退の道を低迷した書道は戦乱の終焉、武家勢力の安定により次第に復興の兆を現わした。即ち豊臣秀吉、徳川家康等が式徴した朝儀公事の復興に力を尽すに及び、官廷書道も漸次新興の途を辿り、文運興隆の波に乗り、遂に江戸文芸に輝かしい光彩を添えるに至つた。世尊寺流が十七代行季で断絶し、持明院基春が後奈良天皇の勅命によつて、持明院流をもつて世尊寺流に替り、禁中の書役を司る様になつた。しかし持明院流にもさして出名はなく、書流としても家職温存から来る形式的伝受を持つにすぎず、一応官廷に於ける書役としての地位から文祿四年後陽成天皇に能書方伝受をしているのみで、基孝の子基久が大阪に戦死の後は、基孝の門人良恕法親王が基孝の養子基定に持明院流の筆意を伝えて僅に家流を継いだ。然るに後水尾天皇は賀茂の藤木敦直（賀茂流）に書博士の称を賜り、持明院に替り官廷公事の書役とされたと云われ（持明院流系図）、持明院流はやがて官廷書役を去り単なる持明院流伝統の家として存するに至つた。

然るに一方尊円親王を始祖とする青蓮院流は室町期以来「御家流」として世にもはやされ、往來物の盛行と相俟つて広く庶民の間に伝播し、江戸期右筆の典型的書風となり、更に官廷に入つては、青蓮院流が皇室出自の家格でもあり、又持明院流が實質的に書流としての真価を喪失してきた頃でもあつたので、近世官廷書流の源流となるに至つたのである。

この期公卿の書流として隆盛を極めたものに近衛流がある。就中三筆として知られる近衛信尹、本阿彌光悦、滝本坊昭乗（松花堂）は最も著名である。信尹は道澄流から出て「三藐院流」を創始し、光悦は三藐院流から一派を出して「光悦流」と呼ばれ、昭乗は三藐院の門人で別に一流を案出して「滝本流」と称され共に三藐院を本流として名筆をうたわれ、三藐院流の流れを汲むものが多かつたと云われる。この外「中院流」「飛鳥井流」「賀茂流」等の諸流があり、何れも直接官廷書流への影響は認められないが、ただ東山天皇、中御門天皇の御書風に近衛流の風格が強い。

後陽成天皇は青蓮院官尊朝親王から青蓮院流を継承せられたが、更に

之を潤色して茲に新らしい「後陽成院流」と呼ばれる宮廷書流を創始されたのである。この後陽成院流は後水尾、後西、靈元天皇へと継承され、後水尾院流、後西院流、靈元院流と流名を変しながらも本流たる後陽成院流の風格を留めていつた。しかも後水尾天皇以後は書流伝受による継承となり、従来青蓮院、持明院等が行つて来た伝受の形式を踏襲して宮廷が書流伝受の実権をもつようになり、伝受の主権が青蓮院から宮廷に移行するに至つた。この事は宮廷歌道の興隆に伴つた自然現象ではあつたが、他面歌学伝受が宮廷の經濟政策でもあつた事と勘案すべき事柄でもあるのであろう。

この様な伝受の盛行も桃園天皇以後は、有栖川第五代職仁親王の創始にかかる有栖川流が宮廷書流の指導的地位を持続するに至つた。有栖川流は第二代幸仁親王が靈元天皇から能書方、及び入木道灌頂の伝受を受け、(灌頂箱を相伝)靈元院流を本流とし、職仁親王の創意によつて完成されたのである。従つて靈元天皇相伝の灌頂箱は有栖川累代継承して唯一の家典とし、光格天皇に至るまで宮廷の書流伝受は有栖川流の書流伝受であつた。かくの如く有栖川流は江戸後期以降宮廷書流の実権をもち、公卿社会にも大いに盛行し、宮廷の奥女房、官女に至るまでその書風はもてはやされ、有栖川流の伝受者は五十人の多きを数えた。

然し仁孝天皇以後は、従来の書流書風は落日の兆を現すに反し、唐様書風勃興の影響もあつて宮廷書風にも新らしい時代の感覚が現れて来たのである。尤も仁孝天皇は父帝光格天皇の御書風を留め、孝明天皇の御

書風には新風書流に移る過渡期的な風格が著しく現れているが、いずれも書流伝受乃至御習練に関する資料は未見である。

之を要するに、江戸時代の宮廷書流は、世尊寺流の系統を引く青蓮院流を源流とし、宮廷歌道の影響によつて「後陽成院流」と云う新らしい書流の発足に始り、後水尾院流、靈元院流と変化し、東山、中御門の二天皇は近衛流を継承されたやうで書風を異にするが、靈元院流は更に有栖川流となり、更に桃園天皇以後光格天皇まで宮廷書流に流通して来たのである。そして宮廷書流が日本書道に及ぼしたものは、宮廷の書流伝授が公卿社会に直接反映して公卿の間に書道の盛行を来たした事と、懐紙、色紙、短冊等の書法形式が伝受口伝と云う形で研究創作された事であつて、従来の書道から一歩芸術的分野に前進した事である。

以下資料によつて書流伝受の事実、その系統を明かにしようと試みたのであるが資料も充分でなく、又宮廷全般に及ばず主として「歴代天皇の書流伝受と書風」と「能書方伝受と入木道伝受」の二項に止め、終に書流伝統系図を附した。猶宸翰については資料により、勅額等の主なもののみを記した。

一 御歴代天皇の書流伝受と御書風

後陽成天皇は天正十四年(十六歳)青蓮院十代尊朝親王について書道学習を始められ、御手本として「明衡往来」等を用られた事が知られる。

天正十四年八月四日丙寅、参内、依仰若宮御方手本於小御所染愚筆
進上之(華頂要略十三、門主伝二四)

又屢手習講を催されて書道の研鑽につとめられた。「御ゆとのゝ上の日記」によると

天正十六年二月三日、雪、御てならひかうあり、いつものごとくみなみな御まいり

同八日、御てならひかういつものごとく也

おなじく

文祿四年八月十二日、はるゝ、ぢみやうのんうしよ御でんじゆ申さるゝ、御たち、おりがみたぶ、云々

とあつて持明院基孝から初めて能書方の伝受をうけられたのであるが書流としては既に尊朝親王の指南により、青蓮院流の骨子はうけつがれていたものと考えられる。

又慶長八年「言経卿記」によると、山科言緒から連歌執筆の指南をうけられているが連歌懐紙の書法であろうか。天皇の書道御研鑽は古典歌学の御研究と相俟つて完成せられたもので漢籍については舟橋秀賢、清原道白、詩文を三長老等から聴聞あらせられた。又歌学は伊勢物語、源氏物語、詠歌大概、未来記、錦繡段等自ら廷臣に御講尺遊ばされ、古今集、和歌手爾乎波の相伝等宮廷歌学の蘊奥を究められ、御著述として百人一首抄、伊勢物語愚案抄、未来記雨中吟御抄、源氏物語聞書等がある(御湯殿上日記、慶長日件録、三藐院記、言経卿記、時慶卿記、皇室御撰之研究)。又凶書の書写校合蒐集事業、活

字勅版の印行等、江戸文化に大きな貢献をされた。このように天皇の宮廷生活は文筆を伴侶とする生活であつたから、その御書風には自然古典歌学の先駆者や側近者の書風も影響し、又自らの学識経験と地位が一体となり、青蓮院流を骨子として、甘露寺親長や三条西実隆等の書風に見られる雄健闊達な品格の高い後陽成流が生れたのである。この後陽成院流はこの後御歴代御書風にはかなりその影響を与えているのであるが、
いまだ書流伝授に関する確証を得ない(凶版第三参照)。

今資料によつて勅額等の主な宸翰を拾つてみると、天正十八年高野山
今資料によつて勅額を賜つた事が「晴豊公記」に見えている。
後水尾天皇は御幼時、西洞院時慶を師とした事は「時慶卿記」に

慶長八年四月十六日天晴、女御殿へ被召、親王御方御手習御師範ニ

可参上旨被仰出、雖斟酌参上可申旨申入

同十七日、雨天、親王御方御手習依吉日参上、伊呂波被遊、御清書

女御殿へ持参候、云々

同五月十六日、雨天、親王御方見舞申、御手習二時斗候

とあつて初学として「いろは」を習われた事、又習練時間が二夕時といふ長い時間であつた事が知られ、元和二年三年には手習講をされてい(泰重)る。天皇が書道に深い関心を寄せられ元和五年公家衆に学問技芸奨励のため諸芸稽古の日及び課目を定められたが

「元和五年正月廿八日癸丑晴、巳刻朝参申候、諸公家老少不残御参候、御長家方、九条殿、近衛殿、一条殿御参内、各稽古之書立目録、

二日有職、六日歌、十日儒学、十三日楽部曲、十九日連歌、廿三日詩文学、廿五日歌学、廿七日聯句、廿九日詩、能書毎月式、日也、無懈怠之様ニト急度以両天奏被仰出候、九色之内ハ二色三色人ト心次第ニ御請申、則名乗加也、予詩聯、倉橋聯句也、初夜時分退出」(泰重卿記)とあつて書が技芸として能書のみで毎月一日を以て宛てられ、他の諸芸と肩を並べている事が知られる。

寛永十七年にはじめて青蓮院宮尊純親王に入木道灌頂の伝受をされている(尊純親王御自記、寛永一七・八・二九)がこれ以前已に天皇は入木道或は能書方の伝受をうけられたものと推定される。青蓮院流の奥義についても既に修得して居られたものと思われ、その資料は未見である。

更に寛永二十年には尊純親王に尊円親王の「八木抄」の被見を聴され(尊純親王御自記、寛永二〇・七・二三)ている点伝受の格式に一つの位置を定められたものと考えられる。

又天皇は鑑賞にも意を用いられた。即ち

寛永廿一年正月晦日、今昼自仙洞依被召予而俄今朝赴心華院、興宗西堂雪岩座元需首座也、心華之振舞相济急伺公于仙洞仕也、今日東福寺之公用墨蹟凶画御覧之故也、無準禪師之手蹟十五幅、即之筆数多、云々(隔葉記)

同年六月十九日……今日之参内者仙洞内々被仰了、趣者御虫弘之節、仙洞可有御幸……今日御虫弘古筆歌書并卷物名筆等致拜見、伏見院庚申之御手本等拜見之也、……青蓮院殿、伏見院宸翰少許有

御写、則其次伏見院宸翰御写之歌二首青蓮院御門主被遊、予拜領仕也……(隔葉記)

と東福寺の書画や禁中の古筆歌書名筆を鑑賞され、明暦三年には永観堂の什物(隔葉記)寛文七年には仏光寺に御登山、親鸞上人自筆名号を(堯恕親王記)又延宝七年法華寺の靈宝等(无上法院御日記)畿内の書画を召し寄せられて鑑賞の研鑽をつまされた。

この事はさきに持明院基定の筆になる紫宸殿賢聖障子銘の書舛が未熟なので持明院基時に書き改めさせられた事によつて、天皇の鑑識の深さが窺える。「堯恕法親王記」によると

寛文十一年三月四日、紫宸殿賢聖障子銘、持明院、故大納言創書有之、然片字形等未能精練、仍而從今日改彼字形以基時卿可有清書旨内々法皇仰也、仍而今日法皇御幸照高院宮、予、聖護院宮伺候、予与聖護院宮蒙仰改字形、法皇御覧之後、照高院宮以御相談被究之、今日七枚出来

猶鑑賞についてはこの後靈元、東山、中御門、桜町、桃園、後桜町、後桃園、光格天皇と歴代慣例の如く屢各所の名筆を召し寄せられ、就中靈元天皇は畿内のみならず讃岐善通寺の宝物までも召し寄せられた(葉室頼業記、寛文六・四・二九)。

寛文五年妙法院宮堯知親王、聖護院宮道寛親王に能書方七箇条の伝受をされているが、伝受の折には潔斎行水を以て臨む事が知られる「堯恕法親王記」に

寛文五年正月廿四日、出京参法皇、能書方諸篇御雜談紙在別予申云、能書灌頂之事可被許之云々、仰ニ此比者寒氣故、御行水等難被成候間、至暖氣之節可被行之云々、

(同年)六月十一日、從辰上刻参法皇、能書七箇御伝受、予表絹袴也、予ト聖護院官得御伝受畢、事畢テ為御礼出御前、御祝義進上、

豎目録

御目録

- 一、曝 十疋
- 一、沙金 二十兩
- 一、御太刀 一腰
- 一、昆布 一折
- 一、大樽 一荷

以上 妙法院宮

如此目録ヲしたゞめ献上畢、慈恩院宮、照高院宮御伝受候時者、御太刀一腰、黄金一片也、内々ニ此義分明ニ難知故式部卿宮御伝受之例ヲ以テ如此進上畢

と見えてゐる。

同七年には聖護院宮道晃親王に入木道伝受(諸寺院上申、寛文七・六・二五)があり、同九年靈元天皇に能書方の伝受をされている。「葉室頼業記」によると

寛文九年七月六日晴、夕立、雷鳴、法皇御幸、能書方御伝授之由也

廿二日晴、及晩雷成……廿四日能書方從法皇御伝授故廿五日法皇

へ被進之物飛鳥井前大納言、青木遠州へ被申渡也、白銀五十枚、綿五十把、大樽台芍荷□南鶴也、遠州方より出催也

廿四日、陰晴、今日法皇御幸也、依所勞不参仕也、能書方御伝受之由也以上の如く入木道並に能書方の伝受をされた。

天皇の御書風は青蓮院流の書癖が強いところに特徴があるが、枯淡味に富んだ御書風である(図版第三参照)。

天皇の宸翰には、元和三年東照宮権現鳥井樓門額并三十六歌仙(義演准后日記、元和三・三・二〇)、寛永十三年日光山縁起の宸写奉納(寛永一三・四・一七)、慶安四年東照宮遷宮により御額并紺紙金泥心経一卷(宜順卿記、慶安四・三・二二)を、

承応元年には日光大猷院の勅額(隔承応元・一・二二)等の御染筆がある。後西天皇は寛文元年後水尾天皇から能書方の伝受をうけられ(葉室頼業記、寛文九・七・二三)後水尾天皇の御書風をよく継承せられたので間々両筆の判別に

迷う程である。御研鑽三年、寛文十一年青蓮院宮尊澄親王、一乘院宮真敬親王、内大臣近衛基熙に能書方の伝受をされた。无上法院殿御日記によると

寛文十一年二月十七日巳刻、雨ふる、能書の御でんじゆノ事新院へ申あげられ、けふ御でんじゆ有べきよしにて、内府今朝さうく新院へまいりたまふ云々……

三月六日戊午、雨ふる、ひとひの能書がたの御さうでんのあまりを仰きかさるべきよしにて、内府まいりたまふ、しやうれん院宮、一

乘院宮にも御まいりなり、云々

御伝受が二度にわたつて行われている。次いで延宝三年には基熙に入木道七箇条の灌頂を相伝された。

延宝三年十月廿二日己丑、天晴、新院是廿五日入木道七ヶ灌頂ヲ伝

授之間、其間之事等可給御意故也云々(基熙公記)

更に七年基熙に歌仙色紙形極秘を始めて御伝授あらせられたがこれは恐らく天皇の創作にかかる秘伝であろう。基熙公記に

延宝七年八月三日、乙丑、天晴、從禁裏退出之序參新院、去朔日祇

候之時、賀茂社祥領歌仙三十可書献之由有院宣、依之歌仙書様不審

少々親之処、歌仙色紙形唯授一人極秘之事、今日始而有御伝授、雖

不堪此道叶時宜承微細之儀、誠恐悦之至難尽筆頭

とあり、基熙感激の程も窺われる。

猶天皇は皇子尙仁親王(桂宮相統)に和歌懷紙の書法を指導せられ、親王は

父帝の書風を継承されたが、親王早世のため唯一の後継が絶えた(後西天皇宸翰尙仁親王)

(和歌懷紙) (図版第三参照)。

天皇の宸翰としては伊達綱村が奏請下賜された百人一首があり近衛基熙の加証ある事が基熙公記(延宝八・七・五)に見える。

靈元天皇は寛文九年七月、後水尾法皇から能書方の伝受を受けられて以来二十九年、元祿十年一乘院宮真敬親王に入木道の相伝をされた。真敬親王はさき以後西院から能書方の伝受を受けて居り、今回の入木道相伝は密々の儀として行われたものである。法皇、本院、新院、禁裏と複

雑な宮廷組織から来る権力的なもの乃至は経済的事由によるものであるか。「院中番衆所日記」に

元祿十年閏二月八日、陰晴、一乘院宮○真敬親王 參入、有入木道御伝授、於御内儀之御沙汰、

と何等かの事情が推察される。翌十一年東山天皇に能書方を、有栖川宮幸仁親王に入木道の伝授をされた、「院中番衆所日記」によると

元祿十一年七月十六日、晴、為能書方御伝授、御幸于禁中、供奉治部卿、長義朝臣、実松朝臣、下北面、利盛、賀茂周直、申刻還幸、為御使久我大納言參入為御祝義

御目錄

綿 五十把

白銀 五百両

昆布 一箱、

鶴 一箱

御褥 一荷 以上

被進之、次藤谷宰相今日御祝義為御使被進于禁中、

(同)二十一日、晴陰、晚頭式部卿宮參入被召于御書院、有入木道御伝授事、了而給御盃昆布鮑一献、御陪膳押小路三位、御手長資順朝臣、役送

重仲

御太刀一腰、昆布一折十把、鱸一折三、御横一荷、御馬一疋代黄金十両、右為御祝儀式部卿宮献上、

宝永七年妙法院宮堯延親王に能書方灌頂、正徳四年輪王寺附弟宮公寛親王に入木道の伝受、享保十年一乘院宮尊賞親王に入木道、同十一年中御門天皇、青蓮院宮尊祐親王に入木道と八人に伝受されている。

宝永七年九月五日、雨下、未刻許妙法院宮参入、於常御所有能書灌頂御伝授事、畢賜御盃、云々

正徳四年正月十八日、陰晴、輪王寺附弟宮参入、於御書院御対面、入木道事被授之、事了賜御盃、

享保十年正月卅日、陰晴、間々雨下、一乘院宮参入、依之出御于御小書院、御対面入木道有、事終賜御盃、云々

享保十一年二月廿一日、晴陰、申刻御幸于禁中、(中略)今日有入木道御伝授、仍被進御祝儀御使同上

御綿 五十把 白銀 五百両 昆布 一箱
鶴 一箱 御樽 一荷

(同年)九月廿九日、晴、時々小雨、座主宮親王^{○尊祐}参入、依之出御于御小書院、御対面入木道有、事終賜御盃、云々(以上院中番^{兼所日記})

靈元天皇の御書風は流麗円雅な趣きと、後陽成院流に見られる雄健の風が融合した気品の高い風格を持ち、楷行草共に江戸期歴代随一の麗筆である。この御書風は幸仁親王によつて有栖川宮に継承され、職仁親王の創意が加わり有栖川流となりやがて宮廷書流を支配したのである。

天皇は貞享三年近衛基熙の奏請によつて当麻寺曼荼羅銘を染筆(基熙、^{基熙}公記)、元祿三年長岡天満宮に勅額奉納(基熙、^{基熙}院中番衆所日記)、同十一年東叡山中殿(瑠

璃殿)の勅額を東山天皇に替り代筆せられ(基熙、^{基熙}公記)、又宝永七年には徳川綱重の魂屋に「清揚院」の勅額染筆(基熙、^{基熙}公記)、同八年知恩院に「華頂山」の勅額下賜(基熙、^{基熙}卿記)があり、その他和歌、経巻等の奉納頒賜せられたものが多い(図版第四参照)。

東山天皇、中御門天皇は共に靈元天皇から能書方、入木道の御伝受を受けられたのであるが、靈元院流の書風は継承されず、近衛家熙等近衛流の書風が強く、後陽成院以来始めて他の流風が窺われる。これについて「家熙公記」に

元祿十六年正月廿六日、天快気、巳刻参内、去冬所蒙仰之朗詠集上下長一尺三四寸、出了猷之、并道風新樂府写一卷猷之、御手本之料云々、^{大卷}道之面目珍重々々、召御前有御感之氣、暫退出

とある事によつてもその間の事情が明かである。猶両天皇の近衛流の伝授乃至習学に関する資料は未見である。

中御門天皇の宸翰としては享保十九年台盤所の簡に染筆の事が資方朝臣記抄に見える。

桜町天皇の書道御習練、書流伝受に関する事は未詳である。然し靈元法皇から和歌の添削等を受けられていた(仙洞女房日記、享保一五正二三)事と、御書風からみて靈元院流を継承されたものと思考せられる。雄健な風はないが、靈元院流の温雅な風林をよく伝えられている。「御湯殿上日記」に延享二年三月廿一日、はるゝ、哀極宮より、のう書かた御でんじゅあそばし忝く覚しめし候よしにて云々

と京極宮家仁親王に能書方の伝授をされた事が知られる。天皇は皇子(桃園)の書道習学に留意せられて広橋兼胤を師範とされ又自ら手本を進上された事が八槐記に見える。

延享五年八月十日、壬戌、晴、参内、典侍局被伝、院宣云、主上宸筆御習練、上皇雖被進御手本、幼御之間、侍御前可申所存者、不堪恐懼報答、難及左右、当座之迷惑絶言舌、猶所思可奏院答申、参射山、以女房近江申微力未練之子細、及固辞、召御前、可申領承再三奉仰、如此上、固辞又至恐怖之間、謹申領承了、云々

(同)十一日、癸亥、晴、参内、以乳母局主上御手習御指南之事、参院雖申、不許給之間、申領承之由、申入典侍局訖、

兼胤が再三辞退の後、恐懼してその任について事がわかる。

桜町天皇から家仁親王に継承された御書風は、家仁親王が有栖川流を継伝(職仁親王から入木道伝受)した事によつて次第に風格が変り、靈元院流は僅にその面影を留めるのみとなつた。

天皇の宸翰には寛保三年中御門天皇七回聖忌に金字般若心経を宸写され、又寛延二年般舟三昧院に経巻奉納の事が見える(八槐記、通兄公記)。

桃園天皇は前述の如く広橋兼胤の指導を受けられたのであるが、寛延三年からは妙法院官堯恭親王を師範とせられ、毎日の御習練には広橋兼胤、石山基名の兩人を指導の任に当らせられた。寛延四年の記によると、兼胤、基名は隔日に勤仕の事が知られる。「八槐記」に

寛延三年十二月二日、辛未、晴雪散、参内、今日召座主堯恭親王、

自今可為筆道之御師範被仰下、被申領承、又度々雖可被参入、寺用有之間、平日御習練之時、伺候于御前之人躰可被讓上之由被仰下、予去々年已来御習練之間、候御前、於御師範者今日雖被定、猶如日来平日御習練之時可参之由、以乳母局被仰下、撰政又被命同旨、妙法院官亦強被申之、予非妙法院官門弟、雖可固辞、有綸命、不及固辞申領承、

(同)四年四月八日、乙亥、晴、参内、候御手習、予、基名朝臣、相替隔日候御前、基名朝臣存知、云々

右によると、堯恭親王は新らしく師範となり、兼胤は従前の如く平日の指導者として任じられようとした時、兼胤は堯恭親王の門弟でない事を表明、固辞しているが、同じ有栖川流でも親王は入木道、兼胤は能書方の受伝者であり、親王とは直接師弟関係はなく、兼胤が有栖川書流に於ける地位、權威を意識して親王に対した態度と見られる。かくして堯恭親王の御指導は前述の寛延三年から宝暦六年まで続けられた。「御湯殿上日記」、「八槐記」に

宝暦二年四月廿九日、晴、妙法院官より御手本まいる

五月九日、雨、夕がたはるゝ、妙法院官へ御清書まいる、あす四つ時分に御参り候やうにと申まいる

(宝暦四年四月)廿七日、丙子、晴、参内、無御手習、云々(八槐記)
(同)六年二月十九日、晴、御はい御代官しら河二位也、妙法院官より御手本まいる

とあり、親王の御手本により清書を認められ、御手習が日課であつた事が知られる。かくて宝暦七年漸く親王から能書方の伝受を受けられた。

「御湯殿上日記」に

宝暦七年十一月十九日（中略）妙法院官成、御小座敷にて能書かたきこしめさるゝ、御てんじゆまへ御行水まいる、御伝授すみ候て（中略）こなたより御たいしゆつ以後御本坊へ白がね二百両、御なか廿、そひ二色沓かまいる、云々

宝暦八年二月右の能書方伝受が終了した事を靈元、東山、中御門、桜町四代の天皇に報告のため泉涌寺に代参を遣されている（御湯殿上日記）が書道伝受についての御代参は初見であり、伝受に神聖的な意義、少くとも天皇の地位との関連に於て従来の伝受に一つの重厚さの加つた事を感じしめるものである。

宝暦十二年には堯恭親王から更に入木道相伝を受け（御湯殿上日記）、茲で能書方、入木道共に完修されたわけである。

堯恭親王、職仁親王は共に靈元天皇の皇子、職仁親王は幼時書を矢島備前守に師事（有栖川宮総記）したが、御父靈元天皇の流を基として有栖川流を創始された。堯恭親王は宝暦三年職仁親王から入木道の相伝を受け、広橋兼胤、石山基名は共に職仁親王から能書方、入木道の伝受を受けているので、桃園天皇は御幼少から有栖川流を継承されたわけである。しかも書道御習練はこの期歴代中最も長期にわたつて修業を積まれ御書風は有栖川流は勿論、源流たる靈元院流の筆致も窺われる。

桃園天皇の宸翰としては妙心寺開山慧玄四百年忌、光徳勝妙国師諡号の加証勅書が宸翰集に見える。

後桜町天皇は桃園天皇と同じく堯恭親王を師範として宝暦十三年より書道御習練あらせられた。「後桜町院天皇宸記」によると

宝暦十三年十月九日

一、妙門より広はしもつて大すけまで申され候は、師はんの事近日仰出しに付、月に一兩度召清書などつかはし候も何とぞ月に六さいとかさだめ候様にいたし度由、先朝の御時分も何とぞおりも候はゞ、さやうに申入度ぞんじられながらにて申入られず候事、此度かやうに申入られ候も自由なる事ながら、さやうのさだめなくふと清書などまいり候ても、寺やくなどにかゝり居、ついおそく成失礼成事も候半とう山などいだされ候も、さやうのさだめにてはいかふ忝よし申され候由こなたにもそのとをり数々もつとも成事、なるほど一六と先さだめ置候半よし度々申され候様申候、又参られ候時こくも今まで八つ比申まいり候へば、つゝおそく成候事ゆへ何とぞ参られ候時こくも九つと申出し候様申され候由申候也

十四日、一、妙法院宮へ師はんの事申まいる、奉書也、此度御手習の事、御所ぞんきこしめされ度思しめしよし申まいる、物書の筆也、直筆にて御うけ申さるゝ、そのうち参内、長はしをもつて申候には、手本十七日上られ候様に申す、大すけ事も申さする、召候時分にも御用御座候せつ、門弟の人御座候はゞよく候半ゆへ大すけは門弟

に成られ候様に仰出され候、云々

右によつて御習練の状況が知られる。

明和四年幸仁親王が靈元天皇から御相伝の入木道灌頂宮の開見をされた(御湯殿上日記)、この灌頂宮は有栖川宮代々秘伝のもので、宮の開見は院宣又は勅旨によるものであつた。従つて職仁親王寛延元年の開見は桜町院の院宣によつて行われた(有栖川宮総記)。かくて天皇は有栖川流の奥義を究められ、その御書風は女性的妙味に富んでいる。宸翰には諸所に賜つた般若心経が多い。

後桃園天皇は明和三年始めて職仁親王に書道を習わせられ、手本は職仁親王の有栖川流ではなく靈元院宸翰を用いられた事は、有栖川流創始者の処置として注目される。有栖川流の源流として靈元院流がより純粹である事の証左とも見られよう(備君親王御用日記、八・槐記明和三・八・一六)。

天皇は殊に懐紙書法に専念せられ、御習練には広橋兼胤を指導に当らせられ明和七年から安永五年まで続けられた(八槐記)。安永四年八月広橋兼胤から能書方の伝受を受けられたが、臣下からの受伝は、後水尾院が持明院基孝から受伝された事に次ぎこれが二回目である(後桃園院天皇宸記、天安永四・八・二七)。天皇の御書風は有栖川流の形態を備えられている外特徴はない。

光格天皇は寛政八年万里小路政房から能書方の伝受を受け(柳原均寛政八・二七)、享和三年有栖川宮織仁親王から入木道の相伝をうけられた(公明公記、御湯殿上日記、享和三・三・一九)。又政房の曾孫正房は有栖川宮織仁親王から能書方の伝受を受けた人である(有栖川宮総記)。文政十年十二月中務卿詔仁親王に入

木道御相伝につき、北野社に一七箇日の御祈禱を仰せつけられている。

「洞中執次詰所日記」によると

文政十年十一月廿四日乙丑、晴、

一、御祈禱料 金貳百足新大納言殿内まつ岡より文書通添

北野 妙藏院

来月五日入木道御伝授ニ付、明廿五日より一七ケ日間御祈禱被仰付

候旨、奥より以表使被出則頭取江申渡

文政十年十二月五日丙子、晴、

一、今日有栖川中務卿宮江入木道御伝授ニ付、御附衆麻上下着用、

以表使恐悦被申上、御祝酒吸物被下、兩役麻上下着用同断恐悦申上右の様に天皇は織仁親王から相伝の有栖川流入木道を、再び有栖川宮家に返し伝え、宮廷に於ける書流伝受は終焉を告げたのである。

天皇の御書風は典型的有栖川流と称すべく、桃園天皇以来の有栖川流は茲に漸く完成されたのであるが、仁孝天皇にその御書風を留めるのみで、この後宮廷書流として見るべきものはない。(図版第四参照)

二 能書方伝受と入木道伝受

寛永十七年青蓮院宮尊純親王が後水尾院から入木道灌頂の伝受を受け、「入木抄」の宮開見を許されている。尤もこの「入木抄」は後水尾院の御所有であつた。

入木抄は尊田親王が後光厳天皇の為に文和元年十一月十五日作進され

たもので「筆法御口伝(地底叢書要目)」「筆道要文(統群書一覽)」とも呼称され我國

入木道の書として最も尊重せられたものである。その内容も取筆、文字、手本、筆、墨、書風、鑑識と書道全般に涉つて要諦を尽し、書道の口伝書としては完備したものである。入木道灌頂伝受は書流の口伝と見られるもので、入木抄開見と入木道伝受とは元来は直接関連のないものと考えられるが、伝受後に入木抄の開見は「聴許」によつてのみ可能であり、又その「聴許」は「伝受」が絶対不可欠の要件とされて互に権威づけられ、青蓮院本流と伝受の実権者宮廷とが共立併存する方途として考えられたもので、此の方法は歌学伝受到に於ける慣例とその軌を一にするものと思われる。

入木道伝受は會て世尊寺流が家職温存の方法として来たもので、書道そのものの秘伝ではなく書の家として(少くとも宮廷を背景として)あるべき故実形式を以て口伝とし、書流伝受の要諦としたものである。

後陽成天皇の伝受についてみると

文祿四年八月十二日、はるゝ、ちみやうゐんのうしよ御でんじゆ申さるゝ、御たち、おりがみたぶ、云々(御ゆとのゝ)

又後水尾天皇の伝授は

寛永十七年八月廿九日為仙洞御使清閑寺大納言来、南都新酒両樽拝領之、又入木灌頂之事今度御修法結願以後可有御伝受由被仰下了、云々(尊純親王御自記)

寛永二十年七月廿三日仙洞依召祇候、今日尊円入木抄被許拜見、云々

(尊純親王御自記)

後西天皇に伝受のものでは

寛文元年新院御位之時、能書方御伝受之時、白銀五十枚、云々(寛文九・

七・二三葉室頼業記)

とあつて、入木灌頂と能書方伝受の二つの伝受があつた。この時の二つの内容については今知り得ないが、有栖川流の伝授書によつてみると、弘化三年六月十五日九条尙忠が上総宮からの入木道灌頂伝受の時の切紙には

(一) 入木七ヶ灌頂切紙

- 一、悠記主基御屏風書様事
- 一、賢聖障子銘
- 一、年中行事障子ノ書様事
- 一、勅額之事
- 一、太上天皇尊号辞表ノ書様之事
- 一、錦御旗之事
- 一、武家之御旗之事

同誓状

入木道七箇条并口伝「故実蒙御相伝鴻恩之至」深長候、雖為相統之一子、非其器者不可伝候、勿論「格別之書体字形類等之儀」無御相談不可認候、右之旨「趣於違背者可蒙」天神地祇祖神御許候、仍」如件

弘化三年六月十五日

尙忠

上総宮

延享二年三月一乘院宮より桂宮家仁親王に能書方伝受の書類に

(一)「能書方伝受之目錄堅秘他見候 花押」

能書方七ヶ条

一、悠記主基屏風書様

一、賢聖障子銘

一、年中行事障子書様

一、勅額之事

一、太上天皇尊号辞表書様

一、天子錦御旗

一、武家旗

右者従有栖川宮被伝候

一、色紙形

一、同色たて 風のクヒヤフリタル
ヲまねひて書義也

一、扇ニ書様 三代集の外の哥はかゝす

一、ひやうふしやうしの書様

一、影像讚

一、消息之事

一、たんさくの事

一、懐紙の事

一、团扇 王羲之道風此分の
銘不書

一、貝のうた 左地上句 右出下句

右従一乘院宮被伝候、後陽成院之仰ともを書たる物にて候

又有栖川宮韶仁親王から九条尙忠に伝受の能書方の項目をあげると

(二)「授右大臣殿 韶仁」
能書方口伝

一、色紙形

一、扇

一、屏風障子書様

一、影像讚

一、消息事

一、短尺事

一、懐紙事

一、团扇

一、貝之哥

一、哥仙

諷誦願文書様之事

(同誓状)

「文政十一年五月十六日従有栖川宮能書方誓状案相伝之節下書」

能書方秘事口伝故実」数多被仰聞候、且以不可」令他言候、雖為相
統之一子」非其器者不可相伝、聞書」等可授火中候、件之旨趣」奉

仰「天神地祇之照鑒者也」仍誓狀如件

文政十一年五月十六日

尙忠

中務卿宮

以上によつてみると(一)の入木七ヶ条と(二)の能書方七ヶ条は全く同じものであり、(三)の能書方の後半と(四)の能書方口伝は殆んど同じである。而して(四)の誓状案によると能書方口伝は入木道七ヶ条に比し、より秘事として見られるように見える。これを内容からみると入木七ヶ条は禁中公事を対照とし実用的面が強く、書役乃至特定の地位の人の必修条項ともみられるのに反し、能書方は私事を対照としている。即ち色紙以下十ヶ条は実用的面もあるが芸術的面がより多い。この観点からすると入木道は所謂書家の要訣であり、能書方は一応書家としての面も含まれるが、私事として公卿が身につけなければならない書道の故実作法とも見られるもので、そこに存する秘事口伝はとりも直さず創意工夫の伝受であつた。従つてこの秘事口伝は実用書道よりはむしろ芸術書道の発展を促したものと考えられる。

猶有栖川流の書流伝統によると、能書方、入木道、額字、諷誦願文の四種の伝受が見えるが(有栖川宮総記)額字は入木七ヶ条にあり、又諷誦願文は能書方に含まれているから、恐らくこの二項を単独に伝受したものであろう。宮廷の書流伝受で入木道伝受を受けられたのは中御門天皇が靈元院流を、桃園、後桜町、光格天皇は有栖川流を受けられ、能書方は後陽成天皇が持明院流を、後西、靈元天皇は後水尾院流を受け、東山天皇が靈

元院流を、後桃園天皇が有栖川流の伝受を受けられたのみである。

又伝受の次第は親王から天皇に伝受の場合と廷臣から天皇、或は天皇から親王又は廷臣と時によつて相違があり、又場所についても小御所、小書院、常御所等異つてゐるが、八槐記に、安永四年広橋兼胤が後桃園天皇の入木道伝受の事を記しているが

安永四年八月廿七日壬寅、晴、辰半刻着衣冠黄单参内、已刻過於常

御所傍間被聞食懸直簾於四方垂之兼胤持切紙

切紙書薄様十八枚、続八ヶ条、書体宝曆十年五月十八日本明円心院宮授給如切紙、不乖一文字調之以檀紙為表裏、表書能書方切紙

兼胤上

入東簾妻参進、主上着御々直衣、紅袴、御南面、御文台在御前、進寄置切紙於御文台上、依天氣披表包置御文台側、被切紙誦申口訣大概奏之申猶後日可奉委曲之由眷調切紙加表包置御文台上、聊退奏賀詞退去出参入之儀御伝授訖之由啓関白殿、云々

とあつて儀式としてのもので委曲の口決は後日になされた事が知られる。

延享二年家仁親王が一乗院宮から伝受の伝書は後陽成天皇の仰を書きとめたものであり(参照)又延宝七年近衛基綱が後西天皇から御相伝の「歌仙色紙形」は後西天皇の創作になるものであるから、伝受の内容にも次第に増補、研究が加えられて来たのであるが、有栖川流の流入によつて宮廷書流の伝受は漸次衰亡し、有栖川流の伝受については儀式的な「勅許」の形式のみを留めるに至つたのである。

